

標 題：

パナマ政府により発行される
免除証書（本証書）について

NK テクニカル インフォメーション

No.5 1

1968年 9 月 8 日

関 係 船 主 ， 各 位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、パナマ籍船で条約のある要件（例えば、貨物船の固定消火装置に関する要件）の適用が免除された場合、当該船舶に発行される免除証書（本証書）は、本会の発行する短期証書をもとにパナマ政府が発行することは既に御存知の通りです。

パナマ政府によるこの免除証書発行手数料に関し、パナマ政府は、本会を含む全ての承認船級協会に同政府の policy を通知してまいりましたので、同政府の指示によりその policy を以下の通りお知らせ申し上げます。

“ 全ての承認船級協会へ

免除証書について

1968年 8 月 1 日以降、免除証書の発行手数料として US \$ 60.00 を請求する。これは証書代として US \$ 50 及び管理費として US \$ 10.00 からなる。

貴協会の船級を有する船舶の船主及びオペレーターにこの policy を通知されたい。

1968年 8 月 5 日付

J.R. Chanson (Legal advisor)

Directorate of Consular and Maritime Affairs New York Office ”

敬 具